

保護者の皆様へ

令和6年度郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針（概要版）

郡山市教育委員会

本市では平成30年3月に「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」を策定し、平成30年8月より、子どもたちの健やかな成長と教職員の労働環境を見直すために運用してまいりました。

各校では以下に示した内容を遵守し、子どもたちの技能や体力の向上を目指し、日々取り組んでおります。保護者の皆様におかれましては、本指針の趣旨をご理解いただき、お子様と学校、顧問に対し、温かなご支援をお願いします。

1 本市における部活動等でめざす姿

- 児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等をめざします。
- 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等をめざします。

2 休養日

- 活動日は、上限で週5日間とする。
- 全市一斉の部活動休養日の設定
 - ・ 第3日曜日（家庭の日）
 - ・ お盆期間中（8月13日から16日）
 - ・ 年末年始期間中（12月29日から1月3日）
- 平日に1日以上休養日を設定する。
- 週休日に1日以上休養日を設定する。
- 週休日2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、翌週の平日に週休日分の振替休養日を必ず1日確保する。
- 長期休業中も上記に準ずる。または、平日5日活動し、週休日に2日休養日を入れてもよい。



3 活動時間

- 平日は2時間以内とする。
- 週休日や祝日、長期休業日は3時間以内とする。対外（練習）試合・講習会等で、3時間を超えて活動する場合は、翌週の平日に振替休養日を必ず1日確保する。
- 朝の練習は、原則行わないものとする。
（実施する場合は、限られた期間等の特設活動部のみとし、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で行うものとする。）
- 部活動の活動時間以外に、部活動の指導者が部員に対し、保護者主催やスポーツ少年団登録により部活動同様の練習を実施することのないようにする。



※詳しくは、郡山市ウェブサイトをご覧ください。

